

平成28年
地方分権改革提案に
関する内閣府ヒアリング

生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和

岐阜市福祉部福祉事務所
平成28年7月21日

重点事項24:生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和(岐阜市)



注:本資料に記載の条項はすべて生活保護法

1 提案の経緯

平成25年の法改正で78条の2が新設され、徴収金（78条）は受給者本人の同意のもと、保護費との調整が可能となった。

要望

返還金（63条）について、病気・障がい等を抱えての納付手続きは負担となるため、支給される保護費から直接返還に充てたい。



保護受給者



課題

「返還金（63条）」は保護費との調整ができない。

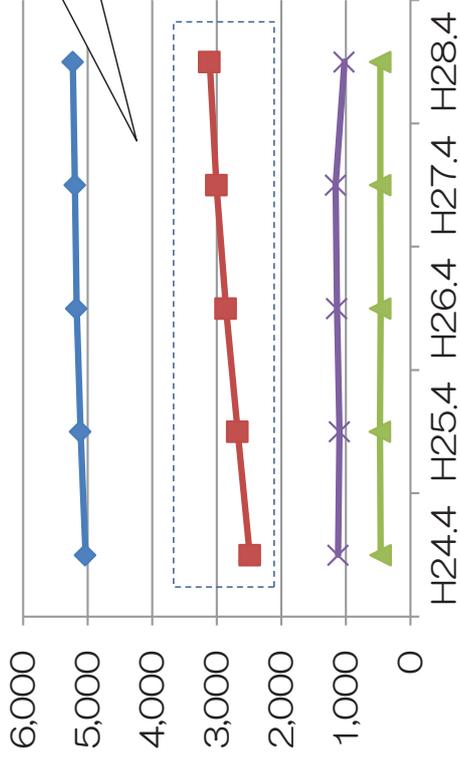
- ・保護受給者は、保護費の一部を返還金（63条）に充てる真摯な意思があるにもかかわらず、徴収金（78条）と同様の方法により、保護受給者の納付手続きの負担を減らすことができない。
- ・全国的に高齢化が進んでおり、本市においても高齢の保護受給者の増加傾向にあることから、同様の要望が多くなる見込み。



78条の2の徴収金（78条）の保護費との調整のように、返還金（63条）も保護費との調整ができるよう規定の新設を提案。

2 保護受給世帯と返還金等に係る債権の概要

本市の保護受給世帯の概要



・高齡世帯が増加する傾向にある。

傷病、障がい等の悪化
老化による体力の低下

納付書での支払いが
困難な受給者が増加

	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4
A 総世帯数	5,031	5,108	5,169	5,195	5,228
B 高齡世帯数	2,485	2,674	2,856	3,002	3,108
高齡世帯率 (B/A)	49.39%	52.34%	55.25%	57.79%	59.44%

※ 「被保護者調査 月次調査 第4 世帯の労働力類型別被保護世帯数」から

本市の返還金等に係る債権の概要

(1) 返還金(63条)の概要

平成28年6月20日作成

	H25年度	H26年度	H27年度
決定件数(=新規債権件数)	219件	215件	232件
年金の遡及受給	79件	70件	85件
資産の売却	6件	4件	2件
交通事故等の補償金	25件	24件	22件
扶助費の算定誤り	60件	72件	71件
生命保険の解約返戻金	10件	11件	6件
その他	39件	34件	46件
A 決定総額(=新規債権総額)	89,899千円	68,727千円	54,228千円
B 返還済額(H28.3.31時)	63,500千円	54,918千円	36,116千円
返還率B/A	70.64%	79.91%	66.60%

(2) 平成28年4月に調定した債権の収納実績 平成28年7月1日現在

	A 調定	B 収納済	収納率 (B/A)
返還金 63条			
件数(すべて納付書による)	247件	151件	61.13%
金額(すべて納付書による)	2,799千円	1,463千円	52.27%
納付書	66件	26件	39.39%
保護費調整(78条の2)	168件	168件	100.00%
計	234件	194件	82.91%
徴収金 78条			
納付書	836千円	534千円	63.88%
保護費調整(78条の2)	1,383千円	1,383千円	100.00%
計	2,219千円	1,917千円	86.39%